

平成27年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年9月7日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 松井孝恵 | 2番 | 谷端清 |
| 3番 | 樫木正行 | 4番 | 奥田誠 |
| 5番 | 九鬼裕見子 | 6番 | 山本明生 |
| 7番 | 大石哲雄 | 9番 | 沖田公子 |
| 10番 | 榎本敏 | 11番 | 木本眞次 |
| 12番 | 吉田盛彦 | | |

欠席議員（1名）

8番 畑山豊

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 山本敏章 |
| 教育長 | 梅本昭二三 | 会計管理者 | 笠松眞年 |
| 総務政策課長 | 福田睦巳 | 総務政策課員 | 川口孝志 |
| 総務政策課員 | 森岡真輝 | 総務政策課員 | 水口和洋 |
| 総務政策課員 | 撫養充洋 | 税務課長 | 山崎一光 |
| 産業建設課長 | 植本敏雄 | 産業建設課員 | 三栖啓功 |
| 産業建設課員 | 中松秀夫 | 住民生活課長 | 原宗男 |

| | | | |
|-----------------------|-------|-----------------|-------|
| 住民生活課 企画員 | 坂本 巖 | 住民生活課 企画員 | 栗田 信孝 |
| 住民生活課 企画員 | 田上 貴子 | 住民生活課 企画員 | 木村 陽子 |
| 上下水道課長 | 植本 亮 | 上下水道課 企画員 | 菅谷 雄二 |
| 教育委員会 総務課長 | 家高 英宏 | 教育委員会 生涯学習課長 | 藪内 博文 |
| 教育委員会 生涯学習課 企画員 | 谷本 芳朋 | | |

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 58 号 平成 26 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 59 号 平成 26 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 60 号 平成 26 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 61 号 平成 26 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 62 号 平成 26 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 63 号 平成 26 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 64 号 平成 26 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 65 号 平成 26 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 66 号 平成 26 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 67 号 平成 26 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出

決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 8 報告第 1 7 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 6 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 6 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 6 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 2 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 6 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 議案第 7 2 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 7 3 号 上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 7 4 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 7 5 号 平成 2 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について（平成 2 7 年度 第 2 - 1 号 公共下水道事業 岩田下水道管（3 工区）布設工事

(補助)

△開 会 午前9時30分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成27年第3回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

畑山議員からは欠席届が出ております。

また、当局から、税務課企画員、橋本企画員の欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイと議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思いますので、議員各位、当局の方も上着をとっていただいて結構かと思えます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番、大石哲雄君、9番、沖田公子君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は10日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成27年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成27年9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしくお願ひいたします。

また、本定例会までに提出のありました外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りについては、本日9月7日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成27年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、8月29日に開催されました富田川友遊フェスティバルは、ことしで23回目を迎えることができました。上富田町観光協会が中心となり、地域が一体となった温かみのあるイベントを実施していただき、参加した多くの方々が楽しい夏の一夜を過ごすことができたものと感謝しております。

また、当日は、紀の国わかやま国体の炬火イベントとして、各小学校、中学校で採火された火を1つにする集火式がとり行われ、上富田町の炬火が誕生しました。炬火は県内30市町村で行われており、紀の国わかやま国体総合開会式において1つに集火され、

紀三井寺公園陸上競技場に設置されています炬火台に点火されます。

紀の国わかやま国体が9月26日、わかやま大会が10月24日から開催されます。大会に向けて町全体で取り組んでいますので、議員各位のご協力とご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、この件につきましては、議会運営委員会でご了解いただきまして、皆さんに資料を配付しております。また、その資料に基づきまして、閉会后、少し説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、8月1日から9日までの間、上富田町青少年育成町民会議により、福島県相馬市新地町の子供たちを上富田町に招き、出会いふれあい体験教室が開催され、数々の体験を地域の方々とともに楽しみました。この事業は今回で5回目となりますが、回を重ねるごとに福島の子供たちとのきずなやつながりをより強く感じることができています。

本事業の実施に当たり協力をいただきました田辺ロータリークラブ、田辺東ロータリークラブ、富田川ライオンズクラブ、和歌山キワニスクラブ、福島キワニスクラブ、ニンニコ和歌山と、町民、町外関係者の皆さんに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

次に、紀勢自動車道につきましては、7月12日に南紀田辺インターから南紀白浜インターまでの間が先行して開通し、また、8月30日に南紀白浜インターからすさみ南インターまでの間が開通いたしました。これもひとえに地元の皆様を初め和歌山県、国土交通省等関係機関の皆様方のご協力とご尽力のたまものであり、心からお礼を申し上げます。

今回の開通により、命の道として巨大地震などの大規模災害への備えなど安全・安心の確保と、観光や農林水産業の振興など地域経済が活性されることを期待しております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成26年度の一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定が13件、平成26年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定が1件、報告事項としましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が5件、条例の一部改正が2件、規約の一部改正が1件、平成27年度一般会計・特別会計の補正予算が2件、工事請負契約の締結が1件の計25件であります。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第58号から議案第70号までの13件につきましては、平成26年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算についてであります。

次に、議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何と

ぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第17号から報告第21号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

この報告は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後速やかに、健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっております。なお、平成26年度決算のそれぞれの比率は、法律で定められた基準内であります。

次に、議案第72号につきましては、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

この議案は、那賀老人福祉施設組合が平成28年3月31日をもって解散するに伴いまして、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合の規約を変更するものであります。

次に、議案第73号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）と議案第74号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号につきましては、平成27年度上富田町一般会計補正予算の2号でございます。

今回、既定額に7,259万4,000円を追加し、予算総額を61億7,753万6,000円と定めています。補正予算の主な内容は、番号制度の導入に係る総務省分のシステム改修委託料900万1,000円、地方創生地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金上乗せ交付分として、町紹介映像作成業務委託料、ウォーキング講演会、ウォーキングマップ作成委託料等1,110万円と、現年発生農業用施設災害復旧事業費1,116万円を、現年発生公共土木施設災害復旧事業費の2,356万円を措置しております。一方、歳入につきましては、分担金、国・県補助金、基金繰入金、町債等を見込んで措置しております。

次に、議案の第76号につきましては、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算の1号でございます。

今回、既定額に2,000万円を追加し、予算総額を3億2,898万8,000円と定めています。補正予算の主な内容は、管路工事の追加に伴う工事請負費を措置して

おります。

次に、議案第77号につきましては、工事請負契約の締結について、平成27年度の第2-1号でございまして、公共下水道事業岩田下水道管第3工区布設工事補助の分でございます。

今回、指名競争入札によりまして、株式会社浅川組と7,553万7,360円で契約を締結するものでございます。工事の内容につきましては、国道311号立平交差点付近を、推進工法で管径250ミリ、ヒューム管を延長128メートル、開削工法で管径150ミリから250ミリのリブ付管を延長126メートル、圧送管として管径100ミリのポリエチレン管を延長51メートル施工するものであります。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案についての概要でございます。

詳細につきましては担当課長、企画員より説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、7月1日で人事異動を行っております。この事については常任委員会でも相談しておりますが、企画員に昇格した職員がありますので副町長より紹介をさせます。

○議長（奥田 誠）

副町長から、7月1日付の人事異動について発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、7月1日付の人事異動を発令しましたので、企画員を紹介させていただきます。

教育委員会総務課企画員、嵯峨紀子です。今回、昇格になります。

○教育委員会総務課企画員（嵯峨紀子）

嵯峨です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

なお、嵯峨紀子につきましては、業務のため、この後、退席とさせていただきます。

以上になります。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

○議長（奥田 誠）

再開します。

次に、去る6月議会において教育長の任命について同意をし、9月から新制度のもと就任されました梅本教育長さんより発言を求められておりますので、これを許可します。

教育長、梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

おはようございます。

教育長拝命に当たり、所信を述べさせていただきます。

私は、教育長を4年間務めさせていただき、8月31日に任期満了となりました。1期4年間には、議員皆様方のご支援、ご指導のもと、紆余曲折ながらも教育行政を遂行することができましたこと、お礼申し上げます。ありがとうございました。

先ほどご紹介ありましたが、本年6月12日、第2回町議会定例会におきまして、小出町長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新教育長として推挙され、町議会の皆様にご同意をいただきました。小出町長より9月1日に任命されました。職責の重大さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

今後とも本町の教育が充実、発展できますよう、微力を積み上げる所存でございます。議員皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、また、小出町長を初め町職員皆様の支えをいただきながら、職務遂行に邁進したいと考えています。浅学非才ではございますが、今までの教育活動を継承、発展させながら、地道に努めてまいりたいと考えています。

第4次上富田町総合計画に示されています基本理念「明るく豊かなまちづくり」と、将来像「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ」に鑑み、教育分野の基本目標「教育と文化のまちづくり～教育・文化芸術・スポーツ活動が充実したまちづくり～」の先例を踏襲しながら、時代の要請に対応しつつ、不易と流行を見きわめ、取り組んでまいりたいと考えています。

国・県の教育方針等を参酌しながら、生涯学習に基づく上富田町の教育目標、学校教育の指導方針から、児童・生徒に豊かな人格形成ができる育ちを、また、町民皆様の生涯学習へのニーズに対応できる学習機会、公民館活動、各種事業への取り組み等、教育委員会職員とともに教育活動の充実を目指していきたいと考えます。子供たちが安全で安心して学校生活を送り、知・徳・体の調和のとれた教育活動を展開し、将来、変化の激しい社会を担う子供たちに、ふるさとを大切に思う心とともに、生きる力を醸成でき

るよう進めてまいりたいと考えています。そのために、子供たちの学力・体力を伸ばすこと、人を大切にする心豊かな子供の育成に取り組むことが重点課題であります。人権問題としてのいじめ、不登校への対応、国際人の育成、特別支援教育の充実、学校図書館の活用充実、防災教育などで家庭との連携・協力体制を整えるなど、克服すべき課題があります。学校組織、校長、教職員を初め、育友会、地域等のご協力を得ながら、開かれた学校、ふるさとに根差した教育など、みんなぐるみで、生き生きと活動できる子供たちの育ちを求めて人づくりに取り組みたいと考えています。

施設・設備について。

学校施設では、校舎、体育館の耐震化は終了していますが、非構造物の耐震化やプールの改修等は今後の課題となります。

社会教育施設では、文化会館のメンテナンス、公民館の改修等があります。

学校給食の実施に向けては、今後の大きな課題となります。

また、生涯学習に基づく上富田町の教育目標をもとに、発達段階、年齢構成からのニーズを大切にしながら、自己教育力を高める自分磨きの機会が設定できればと考えます。

9月26日から開催されます紀の国わかやま国体・わかやま大会は、国体準備グループが中心となり、町民の皆様、企業の皆様のご協力、ご支援のもと、成功に向けて取り組んでいます。皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

学校教育、公民館活動、図書館活動や各種事業、各種団体、地域と連携、協調しながら、教育と文化のまち、明るく豊かなまちの実現に向けて微力を尽くしたいと考えています。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、所信とさせていただきます。

ありがとうございました。

△日程第4 議案第58号～日程第22 報告第21号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第4 議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第22 報告第21号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成26年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで19件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、笠松君。

○会計管理者（笠松眞年）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、議案第58号から議案第71号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付していますので、後ほど参考資料によりご説明させていただきます。ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

議案第59号、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第60号、平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第61号、平成26年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第62号、平成26年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計住宅新築

資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第63号、平成26年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第64号、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第65号、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第66号、平成26年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第67号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第68号、平成26年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計診療所事

業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第69号、平成26年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第70号、平成26年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。
地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。
地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、お手元に配付しています参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。

この大きなA3の1枚物です。よろしく申し上げます。

これは平成26年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

議案第58号の一般会計につきましては、歳入総額65億5,681万6,780円、歳出総額61億7,044万8,046円、歳入歳出差引額3億8,636万8,734円、内翌年度繰越財源額2億8,753万5,000円、実質収支額は9,883万3,734円です。これにつきましては、平成27年度へ繰り越しています。

次に、議案第59号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額20億228万1,966円、歳出総額19億2,141万1,123円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく8,087万843円です。これにつきましては、平成27年度へ繰り越しています。

次に、議案第60号の宅地造成事業、歳入総額3億5,882万7,615円、歳出総額7億5,226万9,467円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナ

スの3億9,344万1,852円。これにつきましては、平成27年度からの繰上充用で補填措置しています。

次に、議案第61号の宅地取得資金貸付事業、歳入総額372万6,084円、歳出総額759万9,942円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの387万3,858円。これにつきましては、27年度からの繰上充用で補填措置しています。

次に、議案第62号の住宅新築資金貸付事業、歳入総額1,220万5,484円、歳出総額5,048万351円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの3,827万4,867円。これにつきましては、平成27年度からの繰上充用で補填措置しています。

次に、議案第63号の奨学事業、歳入総額、歳出総額とも同じく862万5,166円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともゼロでございます。

次に、議案第64号の農業集落排水事業、歳入総額、歳出総額とも同じく1億8,564万5,130円、歳入歳出差引額及び実質収支額ゼロでございます。

次に、議案第65号の公共下水道事業、歳入総額3億6,714万6,845円、歳出総額3億6,599万8,927円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく114万7,918円です。これにつきましては、平成27年度へ繰り越しています。

次に、議案第66号の介護保険につきましては、歳入総額13億3,738万5,305円、歳出総額13億3,829万1,936円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの90万6,631円です。これにつきましては、平成27年度からの繰上充用で補填措置しています。

次に、議案第67号の後期高齢者医療、歳入総額2億6,358万3,272円、歳出総額2億6,157万1,272円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく201万2,000円。これにつきましては、平成27年度へ繰り越しています。

次に、議案第68号、診療所事業、歳入総額、歳出総額とも同じく3,550万7,509円、歳入歳出差引額及び実質収支額はゼロでございます。

次に、議案第69号、朝来財産区、歳入総額733万5,862円、歳出総額340万1,562円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく393万4,300円。これにつきましては、平成27年度へ繰り越しています。

次に、議案第70号の西牟婁郡公平委員会、歳入総額141万7,072円、歳出総額131万2,226円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく10万4,846円。これにつきましては、平成27年度へ繰り越しています。

次に、議案第71号、水道事業、収益的収入及び支出につきまして、歳入総額5億4,

023万5,854円、歳出総額4億2,188万2,499円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億1,835万3,355円です。なお、経常利益消費税抜きの金額は1億1,449万7,922円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして、歳入総額4,698万9,170円、歳出総額2億8,752万878円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナスの2億4,053万1,708円。これにつきましては、減債積立金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填措置しています。

以上、簡単ですけれども説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしく願いたします。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。

報告第17号から報告第21号につきましてご説明いたします。よろしく願いたします。

報告第17号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成26年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっており、監査委員の意見書とともに今議会に報告するものであり、平成20年度決算から報告しているところであります。

また、この法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの財政指標を財政健全化比率として定めています。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別外部監査が強制適用となります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、早期健

全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事が勧告を行うとされています。

次のページに監査委員さんの意見書を添付しております。

健全化の判断につきましては、①の実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いをあらわす指標となっております。比率につきましては、実質赤字額はございませんのでハイフン表示としております。早期健全化基準は15%となっております。

②番の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業の全てを含めての比率となります。比率につきましては、連結実質赤字額がありませんのでハイフン表示としております。早期健全化基準は20%となります。

③の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金等が標準財政規模に対してどの程度の負担かをあらわす指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と一部事務組合、広域連合及び紀南病院等それぞれを含めた比率となります。平成24年度、25年度、26年度の3カ年平均値であらわしています。比率は13.3%で、昨年が14.7%でしたので、昨年より1.4%の改善となっております。早期健全化基準は25%です。

④の将来負担比率につきましては、実質公債費適用分に公社及び第三セクター等を含めたものが対象となります。これは、一般会計等が将来支払わなければならない可能性がある負担等の現時点での残高を指標化したものであり。比率は110%で、昨年が125.7%でしたので、昨年より15.7%の改善となっております。早期健全化基準は350%です。

以上のとおり、上富田町の平成26年度決算における健全化比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準以下となっております。

次に、報告第18号をお願いいたします。

報告第18号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

この報告第18号、この後報告いたします19号から21号につきましては、地方公営企業の資金不足比率の報告であります。さきの財政健全化判断比率と同じく、監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならないとされています。

また、公営企業ごとそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業について、早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定と個別外部監査が求められます。上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告いたします農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4公営企業が対象となり、公営企業ごとの資金不足比率で判断いたします。

次のページに監査委員さんの意見書を添付しております。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますが、この4会計の公営企業につきましては、平成26年度決算における資金不足比率は発生していないためハイフン表示となっております。

報告第19号をお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

報告第20号をお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

報告第21号をお願いいたします。

報告第21号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成26年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告を願います。

7番、大石哲雄君。

○7番（大石哲雄）

それでは、平成26年度各会計の決算審査の報告をいたします。

7月28日から8月27日までの期間、各会計にわたり井上代表監査委員とともに14会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく調査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認をいたしました。

さて、平成26年度の一般会計決算額について千円単位で申し上げますと、歳入総額65億5,681万7,000円、歳出総額61億7,044万8,000円、歳入歳出差引額3億8,636万9,000円となっております。そのうち、翌年度への繰り越し財源2億8,753万5,000円を差し引きしますと、実質収支額9,883万4,000円の黒字となっており、厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

まず、人件費につきましては、6名の新規職員を採用したことや総合事務組合に対する追加原資の拠出などにより、前年度に比べ7.9%の増となっております。退職者4名、採用者6名でございます。

次に、物件費につきましては、制度改正に伴う電子システム構築委託料の増などにより、前年度に比べ3.5%の増となっております。

次に、扶助費につきましては、臨時給付金を交付したことから前年度に比べ6.9%の増となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が56.2%、投資的経費が14.1%、公債費等が29.7%となっております。

歳出全般では、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が90.9%となり、前年度に比べ財政構造が硬直化しております。これは、義務的な経費の縮減や経常一般財源の確保が困難なことによるものでありますが、長期にわたる景気の低迷などから財政環境は依然不透明で厳しい状況が続いているため、今後においても歳出において経費の抑制を図り、財政構造の弾力性を保持するよう要望いたしております。

また、実質公債費比率については13.3%となり、改善が図られております。

次に、歳入全般について、自主財源の構成比は45.3%、依存財源の構成比は54.7%となっております。これに関しまして、今後とも自主財源の確保に努めるとともに、

国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は91.5%、収入未済額は1億4,009万1,000円となっております。また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は、1億4,795万5,000円となっております。未収金の徴収につきましては厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望いたしております。また、町営住宅使用料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期するよう要望いたしております。

次に、一般会計の26年度末の町債残高は63億3,142万7,000円で、前年度に比べて1.3%の減となっております。平成26年度の町債の借入額は5億3万5,000円で、防災行政無線デジタル化整備事業債、臨時財政対策債、統合保育所建設事業債が主なものであります。

現在の町財政は、年度末現在高は減少しているものの、大型事業実施による借入額の増加などにより、償還額が今後増加する要因を含み、厳しい財政運営が続くと予想されますが、その一方で行政需要はますます多岐多様になっていくものと見込まれますので、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は20億228万2,000円、歳出総額は19億2,141万1,000円となり、差し引き8,087万1,000円の黒字となっております。

一方で、国民健康保険税の徴収率に関しては77.9%と低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成26年度の赤字額は3億9,344万2,000円となり、前年度よりは赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、財政健全化に向け早急に取り組まれるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これらの会計の未収金につきましては、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合により、徴収率の向上に一層努力されるよう要望いたしております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、その未収金について抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、特別会計後期高齢者医療であります。

この会計につきましては、毎年度分普通徴収率及び過年度分の徴収率に関し、要因を分析するとともに、抜本的な対策を早急に講じられるよう要望いたしております。

次に、水道事業会計であります。

平成26年度につきましては、1億1,202万8,000円の純利益を計上いたしております。今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意ではございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますので、お目通しをお願いします。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借り入れに関して十分留意されるよう要望いたしております。

以上で、平成26年度決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

○議長（奥田 誠）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第58号、平成26年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 議案第71号、平成26年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの14件については、10人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号から議案第71号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く議員全員を指名いたしますので、

よろしくお願ひいたします。

10時45分まで休憩をしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時44分

○議長（奥田 誠）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に9番、沖田公子君、副委員長に1番、松井孝恵君が就任されました。委員長を初め委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしくお願ひいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第18 報告第17号から日程第22 報告第21号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告をするものです。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第17号から報告第21号までの5件を一括で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第 17 号から報告第 21 号についての件は以上で終わります。

△日程第 23 議案第 72 号～日程第 28 報告第 77 号

○議長（奥田 誠）

続いて、日程第 23 議案第 72 号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての件から日程第 28 議案第 77 号、工事請負契約の締結について（平成 27 年度 第 2-1 号 公共下水道事業 岩田下水道管（3 工区）布設工事（補助））の件まで 6 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは、議案第 72 号と議案第 73 号についてご説明申し上げます。

議案第 72 号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 31 日をもって和歌山県市町村総合事務組合から那賀老人福祉施設組合を脱退させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（案）。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。

別表第 1 並びに別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項及び第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事務の項中「、那賀老人福祉施設組合」を削る。

この議案は、那賀老人福祉施設組合が平成 28 年 3 月 31 日をもって解散するのに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知があったため、和歌山県市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

なお、附則で、この規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

2 ページ以降に新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 73 号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上富田町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町個人情報保護条例の一部改正。

上富田町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

特定個人情報とは、マイナンバーやマイナンバーに対応する符合をその内容に含む個人情報のことです。ことしの10月から住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバーの通知カードが送られてきます。

また、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要となります。

それでは、改正条文について、新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、5ページをお願いします。

第1条で、個人情報の範囲が本条例と番号法で異なるため、番号法において定義づけられた特定個人情報に対して、この条例の適用から外れるものがないように改正しております。

第2条で、特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルの用語の意義を定めています。

第3条で、実施機関の責務に特定個人情報を追加しています。

6ページをお願いします。

第6条の2で特定個人情報保護評価を、第8条の2で特定個人情報の利用の制限を新たに定めています。

7ページをお願いします。

第11条から次のページの第15条まで、特定個人情報を含めた開示請求に関する事項を改正しています。

9ページをお願いします。

第19条の2で、特定個人情報の利用の停止または消去等の請求に関する規定を新たに定めています。

10ページをお願いします。

第21条の2で、情報提供等記録の提供先等への通知の規定を新たに定めています。

次に、3ページに戻ってください。附則のところです。

附則で、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町手数料徴収条例の一部改正。

第1条、上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条中第37号を第38号とし、第36号の次に次の1号を加える。

第37号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料、1枚につき500円。

第2条、上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第10号を次のように改める。

第10号、削除。

第2条中第38号を第39号とし、同条第37号中「平成25年法律第27号」の次に「。以下「番号法」という。」を加え、同号の次に次の1号を加える。

第38号、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料、1枚につき800円。

本条例案の主な改正につきましては、マイナンバー法が施行されることに伴い、平成27年10月から順次、住民の皆様のところへマイナンバーが記載された通知カードが送られてきます。万が一、この通知カードを紛失した場合の再交付手数料を定めるものでございます。

また、通知カードが届いてから以降、個人ごとの申請によりマイナンバーが記載され

た個人番号カードを作成することができます。個人番号カードにつきましても、万が一紛失した場合の再交付手数料を定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行するとしてございます。

なお、次のページから、参考資料としまして新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第75号についてご説明いたします。

議案第75号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,259万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,753万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出補正予算」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、補正前の額に251万7,000円を追加し、7,076万6,000円と定めています。14款国庫支出金では、補正前の額に4,319万円を追加、15款県支出金では、補正前の額に62万9,000円を追加、18款繰入金では、補正前の額に1,475万8,000円を追加、20款諸収入では、補正前の額に250万円を追加、21款町債では、補正前の額に900万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に今回7,259万4,000円を追加し、61億7,753万6,000円と定めています。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に1,276万4,000円を追加し、7億3,565万8,000円と定めています。3款民生費では、補正額は

ございませんが、財源内訳を変更してございます。4款衛生費では、補正前の額に409万2,000円を追加、5款農林水産業費では、補正前の額に100万円を追加、6款商工費では、補正前の額に100万円を追加、7款土木費では、補正前の額に275万円を追加、9款教育費では、補正前の額に1,061万8,000円を追加、10款災害復旧費では、補正前の額に4,037万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に今回7,259万4,000円を追加し、61億7,753万6,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加で、農林水産施設災害復旧事業につきまして限度額を170万円、公共土木施設災害復旧事業につきまして限度額を730万円としています。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございません。

恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから6ページ、7ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款総務費では一般管理費で930万1,000円を追加、庁舎玄関の自動ドアマットの修繕料30万円及び総務省から増額の指示がありました番号制度導入に係るシステム改修委託料900万1,000円を措置しています。

防災対策費で110万円を追加、地方創生上乘せ交付事業として、和歌山大学と共同制作します避難所におけるエコノミークラス症候群予防エクササイズ作成委託料等で110万円を措置しています。

企画費で100万円を追加、同じく地方創生上乘せ交付事業として、町紹介の総合的なPR映像作成業務委託料100万円を措置しています。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費で10万8,000円を追加、さわやか上富田まちづくり寄付金オンライン申し込みのためのホームページ改修委託料10万8,000円を措置しています。

人権推進費で28万3,000円を追加、人権啓発映画の上映経費としまして28万3,000円を措置しています。

賦課徴収費で97万2,000円を追加、番号制導入に係る確定申告支援システム及び国税連携システムの改修委託料97万2,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

3款民生費では、社会福祉総務費で、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行っております。県費を156万8,000円減額し、同額を国費に計上しております。

4款衛生費では、予防費で409万2,000円を追加、地方創生上乗せ交付対象事業としてウォーキング教室及び講演会、ウォーキングマップの作成経費等、トリムコース看板の設置工事請負費で409万2,000円を措置しています。

5款農林水産業費では、農業総務費で100万円を追加、地方創生上乗せ交付対象事業として、農業担い手対策として婚活イベントの委託料100万円を措置しています。

6款商工費では、商工総務費で100万円を追加、消費者行政啓発物資の購入費100万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

7款土木費では、河川総務費で20万円を追加、井ノ谷及び野田排水施設の燃料費20万円を措置しています。

都市計画費で255万円を追加、特別会計公共下水道事業繰出金255万円を措置しています。

9款教育費では、事務局費で116万1,000円を追加、広域入所認定こども園運営負担金116万1,000円を措置しています。

学校管理費で70万2,000円を追加、主なものとしまして、朝来、市ノ瀬小学校の修繕料60万円、岡小学校の図書購入費にとのご寄附をいただきましたので、児童用図書購入費10万円を措置しています。

教育振興費で38万1,000円を追加、市ノ瀬、岩田、生馬小学校で実施します紀の国緑育推進事業費38万1,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費で12万3,000円を追加、公共下水道受益者負担金12万3,000円を措置しています。

社会教育総務費で756万5,000円を追加、口熊野文化交流館への自動火災報知設備設置工事請負費で135万7,000円、本郷町内会へのコミュニティ助成事業補助金250万円を措置しています。また、地方創生上乗せ交付対象事業として、郷土資料館の展示資料の整理及び展示棚等購入費で120万8,000円、地域振興と伝統文化の継承を進めるための補助金として250万円を措置しています。

文化会館運営費で48万6,000円を追加、台風11号による雨漏れの修繕料として48万6,000円を措置しています。

体育施設管理費で20万円を追加、地方創生上乗せ交付対象事業として、スポーツセ

ンター内の外周道路への距離表示設置工事請負費 20 万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

10 款災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で 80 万円を追加、台風 11 号による被害を受けました岡、生馬地区の応急復旧工事請負費で 60 万円、原材料費で 20 万円を措置しています。

現年発生農業用施設災害復旧事業費で 1,116 万円を追加、市ノ瀬農道、市ノ瀬、生馬地区用排水路の災害復旧事業費として 1,116 万円を措置。

現年発生農地災害復旧事業費で 115 万円を追加、岡、中島地区の農地災害復旧事業費として 115 万円を措置しています。

公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費で 370 万円を追加、市ノ瀬、岡、生馬地区の応急復旧工事請負費 350 万円、原材料費 20 万円を措置しています。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費で 2,356 万円を追加、市ノ瀬、岩田、岡、生馬地区の町道の災害復旧事業費として 2,356 万円を措置しています。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明させていただきますので、8 ページへお戻りください。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12 款分担金及び負担金では、災害復旧費分担金で、農地災害復旧事業分担金 42 万 5,000 円、農業用施設災害復旧事業分担金 194 万 2,000 円、林業用施設災害復旧事業分担金 15 万円を措置しています。

14 款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、介護保険低所得者保険料軽減負担金 15 万 8,000 円を措置しています。当初、全額を県費に計上していましたが、変更を行っております。

教育費国庫負担金で、施設型給付費負担金 54 万 9,000 円を措置しています。

総務費国庫補助金で、総務省より増額の指示のありました番号制度導入に係る関係システム整備事業費補助金 863 万 4,000 円を措置しています。

地方創生先行型上乗せ交付事業分として、上限限度額 1,000 万円を措置しています。なお、交付団体が増加すれば、予算配分により減額となる可能性があります。

災害復旧費国庫補助金で、現年発生農業用施設災害復旧事業費補助金 721 万 5,000 円、現年発生農地災害復旧事業費補助金 55 万円を、次のページをお願いいたします。現年発生公共土木施設災害復旧事業費補助金 1,467 万 4,000 円を措置しています。

15 款県支出金では、民生費県負担金で、介護保険低所得者保険料軽減負担金 15 万 8,000 円を減額、国費に計上した額を減額措置しております。

教育費県負担金で、施設型給付費負担金 27万4,000円を措置しています。

教育費県補助金で、施設型給付費県単独事業補助金 27万4,000円、紀の国緑育推進事業費補助金 38万1,000円。

商工費県補助金で、市町村消費者行政活性化交付金 100万円を措置しています。

次の12ページをお願いいたします。

委託金の総務費委託金で人権啓発活動委託金 26万8,000円を措置しています。

18款繰入金では、さわやか上富田まちづくり基金繰入金で10万円を追加、ご寄附いただきました10万円を岡小学校児童用図書購入費に充当しております。

財政調整基金繰入金で1,465万8,000円を追加、今回の補正に係る一般財源を補填しております。

20款諸収入では、雑入でコミュニティ助成事業助成金 250万円を、21款町債では、災害復旧債で現年発生農業用施設災害復旧事業債 170万円を、現年発生公共土木施設災害復旧事業債 730万円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは議案第76号、議案第77号についてご説明申し上げます。

まず、議案第76号について申し上げます。

議案第76号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,898万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算の補正」。

歳入。

3款国庫支出金、補正前の額から300万円を減額して、6,700万円とする。6款繰入金、補正前の額に330万円を追加して、1億2,854万5,000円とする。9款町債、補正前の額に1,970万円を追加して、8,270万円とする。

歳入合計といたしましては、補正額に2,000万円を追加して、3億2,898万8,000円とする。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款公共下水道事業費、補正前の額に2,000万円を追加して、2億1,302万1,000円とする。

歳出合計といたしましては、補正前の額に2,000万円を追加して、3億2,898万8,000円とする。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」。

変更でございます。

起債の目的、公共下水道事業としまして、今回限度額を変更してありまして、8,270万円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

8ページをお願いします。

2、歳入。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、公共下水道事業費国庫補助金といたしまして、補正前の額から300万円を減額し、6,700万円と定めております。これにつきましては、公共下水道事業費国庫補助金、社会資本整備総合交付金を300万円減額しております。

6款繰入金、1項一般会計繰入金。一般会計繰入金については、補正前の額に255万円を追加し、1億1,875万5,000円としております。一般会計繰入金として、財源見直しにより繰入金が255万円追加となっております。

続きまして、6款繰入金、基金繰入金、下水道事業基金繰入金といたしまして、補正前の額に75万円を追加し、979万円としております。これは下水道事業基金繰入金75万円の追加となっております。

9款町債、1項町債、公共下水道事業債といたしまして、補正前の金額に1,970

万円を追加し、8,270万円としております。公共下水道事業債の1,970万円の追加となっております。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、公共下水道事業費といたしまして、補正前の金額に2,000万円を追加し、1億8,039万9,000円と定めております。これにつきましては、委託料といたしまして500万円の減額をしております。公共下水道事業再評価を予定しておりましたが、県との打ち合わせの中で、再評価は義務ではないので、少しでも整備面積を広げるように管工事に変更するほうが良いということで、委託料500万円を減額しております。

工事請負費、工事請負費といたしましては、2,500万円の追加をしております。主な内容としましては、早期の下水道整備に向け、管径150ミリのリブ管を延長170メートル施工するものでございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。続きまして、議案第77号について説明させていただきます。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成27年度第2-1号公共下水道事業 岩田下水道管（3工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成27年度第2-1号公共下水道事業 岩田下水道管（3工区）布設工事（補助）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、7,553万7,360円。

4、契約の相手方、和歌山市小松原通三丁目69番地、株式会社浅川組、取締役社長 栗生泰廣。

平成27年9月7日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札による工事の請負契約であります。

指名業者につきましては、株式会社浅川組ほか9社でございます。

工事内容につきましては、県道上富田すさみ線から国道311号を横断し、県道上富田南部線の施工となります。推進工法で管径250ミリのヒューム管を延長128メートル、開削工法で管径150ミリから250ミリのリブ管を延長126メートル、圧送

管といたしまして管径100ミリのポリエチレン管を延長51メートル施工するもの
あります。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。

仮契約の最後の条項に、議会の議決のあったときから、この契約の同一条件により本
契約を締結したものとするとなっております。

何とぞご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、9月10日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。本日は皆
さんご苦労さまでした。

延会 午前11時22分